

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会]
(平成21年7月解析分)

1 疾患別定点情報

(1) 定点把握(週報)五類感染症

平成21年6月分(平成21年6月1日～6月28日:4週間分)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	89	0.19	0.20	↓	10	百日咳	40	0.14	0.07	→
2	RSウイルス感染症	14	0.05	0.03	↘	11	ヘルパンギーナ	84	0.29	1.72	↑
3	咽頭結膜熱	149	0.52	0.89	↗	12	流行性耳下腺炎	196	0.68	0.99	↗
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	606	2.10	1.64	→	13	急性出血性結膜炎	3	0.04	0.02	
5	感染性胃腸炎	1,548	5.38	4.37	↘	14	流行性角結膜炎	138	1.82	1.09	↗
6	水痘	576	2.00	1.76	→	15	細菌性髄膜炎	0	0.00	0.01	
7	手足口病	26	0.09	1.63	↑	16	無菌性髄膜炎	0	0.00	0.12	
8	伝染性紅斑	64	0.22	0.41	↘	17	マイコプラズマ肺炎	22	0.26	0.26	↗
9	突発性発しん	225	0.78	0.76	↗	18	クラミジア肺炎	0	0.00	0.00	

(2) 定点把握(月報)五類感染症

平成21年6月分(6月1日～6月30日)

No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
19	性器クラミジア感染症	68	2.96	2.17	↗	23	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	122	5.81	5.65	↗
20	性器ヘルペスウイルス感染症	22	0.96	0.62	↗	24	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	57	2.71	1.89	↑
21	尖圭コンジローマ	21	0.91	0.60	↗	25	薬剤耐性緑膿菌感染症	3	0.14	0.19	
22	淋菌感染症	18	0.78	0.77	↘						

「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)
報告数が少数(10件程度)の場合は発生記号は記載していません。

急増減疾患!!(前月比2倍以上増減)

- 急増疾患 手足口病(10件 26件)
- 急増疾患 ヘルパンギーナ(23件 84件)
- 急増疾患 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症(27件 57件)
- 急減疾患 インフルエンザ(521件 89件)

発生記号(前月と比較)

急増減	↑	↓	1:2以上の増減
増減	↗	↘	1:1.5～2の増減
微増減	↗	↘	1:1.1～1.5の増減
横ばい	→		ほとんど増減なし

定点把握対象の五類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について,県内178の定点医療機関からの報告を集計し,作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD定点	基幹定点	合計
対象疾病No.	1	1～12	13, 14	19～22	15～18, 23～25	
定点数	43	72	19	23	21	178

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症発生状況

類別	報告数	疾患名(管轄保健所)
一類	0	発生なし
二類	71	結核〔広島市保健所(23)、福山市保健所(8)、呉市保健所(10)、西部保健所(10)、西部東保健所(7)、東部保健所(11)、北部保健所(2)〕
三類	8	腸管出血性大腸菌感染症 O157(8)〔広島市保健所(1)、福山市保健所(3)、呉市保健所(1)、西部保健所(3)〕
四類	8	レジオネラ症(5)〔広島市保健所(2)、福山市保健所(1)、東部保健所(2)〕、日本紅斑熱(2)〔東部保健所〕、オウム病(1)〔福山市保健所〕
五類全数	8	麻しん(2)〔呉市保健所〕、クロイツフェルト・ヤコブ病(2)〔広島市保健所、北部保健所〕、アメーバ赤痢(1)〔広島市保健所〕、後天性免疫不全症候群(1)〔広島市保健所〕、ジアルジア症(1)〔西部東保健所〕、梅毒(1)〔広島市保健所〕

3 新型インフルエンザ等感染症発生状況

報告数	疾患名(管轄保健所)
23	新型インフルエンザ(A/H1N1)(23)〔広島市保健所(1)、呉市保健所(11)、福山市保健所(3)、西部保健所(2)、西部東保健所(5)、東部保健所(1)〕

4 一般情報

新型インフルエンザについて(7月6日から県の対処方針が変わりました)

知事メッセージ～基本的対処方針の改定について～

県は新型インフルエンザへの対策を危機管理上の重要な課題と認識し、総力を挙げて取り組んできたところです。しかしながら、本県で患者が発生して以降、感染経路が把握できない2次感染を含めた感染患者が増加しているところであり、今後も患者発生が続くことが考えられます。こうした状況を踏まえ、重症な患者への適切な医療を確保するとともに、感染の急速な拡大と大規模な流行を抑制・緩和することを主眼に、基本的対処方針を改定しました。

県民の皆様におかれましては、次の点に留意し、引き続き冷静な対応をお願いします。

- ・今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、一定程度の感染は避けられないものの、多くの患者が軽症で回復しておりますので、必要以上に心配することなく、普段どおり行動してください。
- ・患者の診療は、原則すべての医療機関で行うこととなりました。また、発熱等の症状で医療機関を受診される際には、マスクの着用を徹底してください。
- ・うがい・手洗いははじめとした個人における基本的な対応を日常的に行うことが感染予防だけでなく、感染拡大の防止にも効果的であり、引き続き徹底をお願いします。

県といたしましては、今後の秋・冬の流行拡大や病原性の変化に備えて、国や市町、医療機関などとの緊密な連携の下、県民の皆様への正確な情報の提供をはじめ、状況の変化に適時適切に対応した対策を実施するなど、感染拡大の抑制に努め、県民の安全・安心に万全を期してまいります。

平成21年7月3日

広島県危機対策本部 本部長 広島県知事 藤田 雄山

7月6日からの県の対処方針

発熱相談センターについて

感染の疑われる方に対して、「発熱相談センター」に連絡し、「発熱外来」への受診を求めることを中止します。今後、「発熱相談センター」は、受診する医療機関が分からない方や自宅療養患者への相談に応じます。なお、相談時間はこれまで24時間体制でしたが、7月11日(土)から6:00～22:00(毎日)までとなりました。

医療体制について

外来診療

- ・新型インフルエンザのための「発熱外来」の運営を休止し、原則として対応する医療機関を限定せず、すべての医療機関で行うこととなりました。
- ・発熱等の症状で医療機関を受診される時は、あらかじめ、医療機関に電話連絡し、確認のうえ、受診してください。なお、受診の際には、マスクを着用してください。
- ・薬局においても、患者はマスクを着用してください。また、必要に応じて、患者の家族等への薬の受渡し等も行いますので、事前に薬局へ連絡してください。

入院診療

- ・新型インフルエンザ患者の入院勧告は行わず、自宅療養を原則とします。また、症状などから入院が必要とされる場合には、感染症指定医療機関以外においても入院を受け入れることとなりました。